

第2回検討部会における意見と消防庁の回答

令和5年3月 予防課

①蓄電池設備の規制の見直しイメージについて

No.	ご意見・ご質問・御質問	消防庁回答
1	EV車を車庫に置く際の規制はありますか。	消防法で規制する設備は、主に据え置きで使用する設備であるため、移動可能な設備（可搬式等）は規制の対象とはなりません。 そのため、蓄電池設備についても、移動可能なEV車については消防法の規制の対象とはなりません。
2	EV車は60kWh～80kWhの蓄電池が搭載されているのが現状であり、EV車に搭載された蓄電池を家庭用の蓄電池として利用すること（V to H）も、今後、更なる普及が考えられるため、今後の検討課題ではないか。	現行の消防法では、EV車等の搭載され、移動可能な蓄電池設備は規制の対象外ですが、今後の火災の発生状況などを注視したいと思います。
3	用語の「蓄電容量」と「電気容量」について、JIS等を参考に統一すべきではないか。	業界団体の意見を参考に「蓄電池容量」に統一します。
4	消防法令の安全基準をJIS等の標準規格にて代替することに賛成します。今後、二重規制とならないことと、製造メーカーが要件を必ず満たす（適合品しか流通しない）ようなルール作りをお願いしたい。	消防法令の安全基準については、二重規制にならないよう配慮し、法令遵守の徹底を図って参りたいと思います。
5	一定以上の容量の蓄電池は消防機関が把握するため届出が必要とのことです。蓄電池の種類に応じて消火方法を変更するなどの対応をするためでしょうか。	ご指摘のとおりです。 例えば、リチウムイオン蓄電池設備の場合、当該設備からの火災を消火するためには大量の水が必要であることから、設置状況を事前に把握するために、届出を求めています。
6	最近一般家庭においても10kWhを超える蓄電池も普及してきているため、「あまり想定されない」という表現は、改めた方が良いと思います。	ご意見を踏まえ、報告書では記載を修正します。
7	リチウムイオン蓄電池が劣化したときの対策についても検討しておく必要があると思います。	経年劣化については今後の火災の発生状況などを踏まえて、必要な見直しを行って参ります。

②蓄電池設備の火災危険に関する検証（実験の報告）について

No.	ご意見・ご質問	消防庁回答
8	化学的には、今回の実験は「熱暴走」とは言わないため、JISの「熱暴走」と整理しておく必要があると思います。	実験ではJIS8715-2※に示す熱暴走状態を「熱暴走」と定義しております。 報告書では業界団体と相談し適切な表現にした上で、言葉の定義を明確にします。 ※JIS C 8715-2では「熱暴走：単電池において、発熱が更なる発熱を招くという正のフィードバックによって、温度の制御ができなくなる現象、又はそのような状態。」とされています。
9	「発火又は破裂がないことを確認した。」の定義はありますか。	JIS C 8715-2において、「発火」は単電池、電池モジュール、電池パック又は電池システムから炎が放出される現象で、「破裂」は単電池の容器又は電池モジュール、電池パック若しくは電池システムの外装が猛烈な勢いで破れ、内容物が強制的に放出される現象と定義されております。 報告書では言葉の定義を明確にします。
10	リチウムイオン蓄電池について、何系の電池なのかを明記した方がよいと思います。同じリチウムイオン蓄電池の中でも多種存在し、対応が異なるものもあります。	報告書では、今回実験を行ったリチウムイオン蓄電池の種類は「リン酸鉄系」とであると補足します。

③蓄電池設備の特徴に応じた規制の見直について

No.	ご意見・ご質問	消防庁回答
11	鉛蓄電池のうち開放型の鉛蓄電池は耐酸性の床にする必要があるが、密閉型の鉛蓄電池も耐酸性の床にする必要がありますか。	報告書では、密閉型の鉛蓄電池を設置する場合において、耐酸性の床とする必要はないことを明確にします。
12	JISが改正された場合、過去のJISはいつまで有効かなどルールがあればご教示いただきたい。	JISが改正された場合であっても、今回の検討部会で提案している4要素（過充電防止措置・外部短絡防止措置・内部短絡防止措置又は内部延焼防止措置・外部延焼防止措置）が含まれている場合は、過去のJISであっても問題ないと考えていますので、その旨明確にしたいと思います。
13	JIS C 4412については、旧規格JIS C 4412-1と記載方法が異なります（-1がついている、4412-2取得でも蓄電池の安全要求は4412-1に準じている等）。表現をする際、JIS C 4412には補足を付け補足：旧規格JIS C 4412-1 及びJIS C 4412-2で蓄電池部は4412-1を満たすものも対象とするなど、配慮をお願いしたいです。	

④今後のスケジュールについて

No.	ご意見・ご質問	消防庁回答
14	公布の目標は2023年6月とありますが、施行はいつ頃を想定されていますでしょうか。	施行の時期については、業界団体の意見を踏まえて判断したいと考えています。

⑤その他ご意見等について

No.	ご意見・ご質問	消防庁回答
15	CN（カーボンニュートラル）社会の実現に向けて、再エネやEVの導入がさらに増加していく中で、蓄電池の併設も増えていくことが予想されます。適切な導入が進むように、必要な安全を確保しつつ過度な規制とならないようにお願いいたします。	消防庁では安全確保を前提として、CN社会の実現に向けた規制の合理化を引き続き進めて参ります。
16	第2回検討部会でEVの規制との平仄についてコメントがありましたが規制逃れのために定置型タイプに（使いもしない）キャスターを付加し、移動式と言い張るパターンもあるのではないかと危惧しました。実際に再エネ導入時にも、同じ敷地であるにも関わらず、敢えて分割申請することで電気保安に関する規制逃れをする事業者が多発した経緯があります。 上述した通り、適切な導入となるようよろしくお願いいたします。	現行規制においても、可搬式であるかどうかの判断は、設備の形態にかかわらず、実際の使用状況を踏まえて判断しています。 消防本部と連携して適切な運用がなされるよう引き続き注意して参ります。